

工事費内訳書

工事番号及び工事名 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____

工事区分, 工種, 種別, 細別, 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路改良				18,600,000	
道路土工				1,000,000	
掘削工				600,000	
掘削(土砂)	1,000.000	m ³		600,000	
バックホウ掘削積込	1,000.000	m ³	600	600,000	
路体盛土工				400,000	
路体(流用土)	2,000.000	m ³	200	400,000	
擁壁工				5,600,000	
コンクリートブロック工				5,600,000	
積みブロック工	150.000	m ²		5,600,000	
ブロック積工	150.000	m ²	24,000	3,600,000	
無筋・鉄筋構造物人力打設	50.000	m ³	10,000	500,000	
型枠工(鉄筋・無筋構造物)	100.000	m ²	15,000	1,500,000	
排水構造物工				4,500,000	
側溝工				2,000,000	
プレキャストU型側溝	380.000	m		1,800,000	
U型側溝	10.000	m	20,000	200,000	
管渠工				2,500,000	
管渠	50.000	m		2,500,000	
ボックスカルバート据付	50.000	m	50,000	2,500,000	
付帯工				1,200,000	
境界工				800,000	
境界杭	130.000	本		800,000	
防護柵工				400,000	
ガードレール	100.000	m		400,000	
防護柵設置工(ガードレール設置工)	100.000	m	4,000	400,000	
舗装				6,300,000	
舗装工				6,300,000	
アスファルト舗装工				6,300,000	
下層路盤	2,000.000	m ²		6,300,000	
路盤工(車道)	2,000.000	m ²	2,000	4,000,000	
路盤保護工(軽防塵処理)	2,000.000	m ²	1,150	2,300,000	
直接工事費計				18,600,000	
共通仮設費(率計上)				3,300,000	
共通仮設費計				3,300,000	
純工事費				21,900,000	
現場管理費				4,350,000	
工事原価				26,250,000	
一般管理費等				3,620,000	
契約保証費用				11,000	
工事費計				29,881,000	
見積価格(入札書の見積金額)				29,880,000	

※ 作成にあたっては、別紙「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

(別紙)

工事費内訳書作成に関する注意事項(土木)

- 1 工事費内訳書は、入札(見積)書(常陸太田市財務規則様式第94号)に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版(縦使い)とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名を記載した表紙を別様とすることができる。
ただし、閲覧(貸出)用図書の工事起工概要書(写しを含む。)あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札(見積)書の見積金額と一致していること。
- 5 内訳は、各工事の閲覧(貸出)用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。(閲覧(貸出)用図書の工事数量総括(内訳)表(種別及び数量の一式レベル)よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。(ただし、閲覧(貸出)用図書の本工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。))
- 6 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 7 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。

(別紙)

工事費内訳書作成に関する注意事項(建築)

- 1 工事費内訳書は、入札(見積)書(常陸太田市財務規則様式第94号)に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版(縦使い)とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名を記載した表紙を別様とすることができる。
ただし、閲覧(貸出)用図書の仕事起工概要書(写しを含む。)あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札(見積)書の見積金額と一致していること。
- 5 内訳は、各工事の閲覧(貸出)用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書に準拠した記載をすること。
- 6 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 7 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。